

「静岡県電子入札共同利用者協議会」設立総会

日時：平成16年8月5日（水）

午後2時から

会場：静岡県庁別館7階第4会議室

次 第

1 開 会

2 県代表者挨拶

3 議 事

- ・ 第1号議案 協議会の設立及び会則について
- ・ 第2号議案 役員を選任について
- ・ 第3号議案 協議会の事業計画について

4 電子入札システムの概要について

5 閉 会

「静岡県電子入札共同利用者協議会」の設立趣旨

静岡県及び県内市町村は、IT ベンダー等とともに「静岡県自治体電子入札推進コンソーシアム」を設立（平成 14 年 7 月）して、電子入札システムについて調査と実証実験を重ねてきました。

これらの成果から、コンソーシアムは、システム構築費の重複投資の防止、受注者側の混乱回避、システム構築コストの縮減を目的として、「国（JACIC）の電子入札コアシステムをベースとして県と市町村等が共同利用する方式」の導入を提案し、静岡県 CALS / EC 推進協議会（平成 16 年 4 月 22 日）において、その推進が承認されています。

この方針に基づき、静岡県電子入札共同利用者協議会・設立準備会は、下記により協議会の設立を発起し、広く参加団体を募ります。

記

- 1 名 称 静岡県電子入札共同利用者協議会
- 2 目 的 静岡県及び市町村等による、電子入札システムの共同アウトソーシングを円滑に推進し、共同アウトソーシングに参加する自治体等が相互に協力して、共同利用施設の円滑かつ健全な運営と利用の促進を図ることを目的とする
- 3 事 業 (1) 電子入札システム等を運用管理する共同利用施設を、円滑かつ適正に運営できる事業者の選定に関すること
(2) 共同利用施設の運営及び運営事業者との契約に関すること
(3) 電子入札システム等の導入と研究等に関すること
(4) 共同利用施設の利用の促進に関すること
(5) 会員相互の交流・連携に関すること
(6) その他本協議会の目的の達成に必要なこと
- 4 会 員 協議会の目的及び事業の趣旨に賛同する県及び市町村等の公共発注機関、及び共同利用施設を運営する事業者等

平成 16 年 8 月 5 日

静岡県電子入札共同利用者協議会・設立準備会

「静岡県電子入札共同利用者協議会」会則（案）

平成16年8月

静岡県電子入札共同利用者協議会

「静岡県電子入札共同利用者協議会」会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、「静岡県電子入札共同利用者協議会」（以下「本協議会」という。）という。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 本協議会は、静岡県及び市町村等による電子入札システムの共同アウトソーシングを円滑に推進し、共同アウトソーシングに参加する自治体等が相互に協力して共同利用施設の円滑かつ健全な運営と利用の促進を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 電子入札システム等を運用管理する「静岡県電子入札共同利用センター（仮称）」（以下「共同利用センター」という。）を、円滑かつ適正に運営できる事業者（以下「当該事業者」という。）の選定に関すること。
- (2) 共同利用センターの運営及び当該事業者との契約に関すること。
- (3) 電子入札システム等の導入と研究等に関すること。
- (4) 共同利用センターの利用の促進に関すること。
- (5) 会員相互の交流・連携に関すること。
- (6) その他本協議会の目的の達成に必要なこと。

第3章 会員

（会員）

第4条 本協議会の目的及び事業の趣旨に賛同し、公募等における所定の手続きを経て参加した県・市町村等の公共発注機関及び当該事業者等を会員とする。

2 会員は、正会員、準会員及び特別会員とする。

（正会員）

第5条 正会員は、第4条の手続きを経て、共同利用センターの利用を意思決定した静岡県及び静岡県内の市町村等の公共発注機関とし、第3条で定めた事業を行う。

2 正会員は、総会、運営委員会、研究会の構成員として、本協議会の議論及び意思決定に参加することができる。また、会議資料、報告書、マニュアル等の各種成果物を入手することができる。

(準会員)

第 6 条 準会員は、第 4 条の手続きを経て、共同利用センターの利用を予定又は検討している静岡県内の市町村等の公共発注機関とする。

2 準会員は、総会に出席して、議論を聴取し要望・質問を行うとともに、会議資料等入手することができる。また、研究会に参加することができる。

(特別会員)

第 7 条 特別会員は、当該事業者及び会長が特に認める団体とする。

2 特別会員は、総会に出席して、議論を聴取し要望・質問を行うとともに、会議資料等入手することができる。

(会費)

第 8 条 本協議会では、会費の徴収はしない。

第 4 章 役員

(役員)

第 9 条 本協議会には次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 2 名

2 会長は、静岡県土木部建設政策総室統括監の職にある者をあてる。

3 副会長は、正会員の公共事業入札契約担当部局の長から選任するものとし、選任方法及び任期は、総会において定める。

4 役員は、無給とする。

(役員 の 職務)

第 10 条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。

第 5 章 総会

(設置及び構成)

第 11 条 本協議会に最高議決機関として総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 12 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(開催及び招集)

第13条 総会は、年1回以上開催し、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるとき、又は正会員の5分の1以上から請求があったときは臨時に総会を開催する。
- 3 会長は、必要に応じ、総会に関係者の出席を求めることができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長が務める。

- 2 会長に事故あるとき、又は欠けたときには、あらかじめ会長が指名した順序により副会長が議長を務める。

(定足数及び議決)

第15条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面で表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第6章 運営委員会

(設置)

第17条 本協議会に運営委員会を置く。

(権能)

第18条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員)

第 19 条 運営委員は、次に定める者とする。

- (1) 正会員の公共事業入札契約担当部局の職員
- (2) 会長が指名する者

(運営委員長等)

第 20 条 運営委員会に運営委員長及び副運営委員長を置く。

- 2 運営委員長及び副運営委員長の選任方法は、会長が定める。

(招集及び開催)

第 21 条 運営委員会は、運営委員長が招集し、議長を務める。

(定足数及び議決)

第 22 条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第 23 条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない委員は、代理人を出席させ、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

第 7 章 研究会

(研究会)

第 24 条 電子入札システム等と連携する情報システムの企画立案及び情報通信技術の調査研究を行うため、本協議会に研究会を設置することができる。

- 2 研究会は、参加を希望する正会員と準会員の職員及び会長が指名する者で構成する。
- 3 研究会の運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

第 8 章 事業計画

(事業計画)

第 25 条 会長は、毎年度、事業計画を作成し、総会で承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業計画の変更については、次回の総会において承認を受けなければならない。

(事業報告)

第26条 会長は、事業年度終了後事業報告を作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第27条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(研究成果等の取り扱い)

第28条 具体的な各種の研究成果並びに研究過程において派生的に生じた成果(以下「開発成果等」という。)については、会員が共有する。

2 研究成果等の本協議会外での利用については、会員が協議し、総会の承認を得る。

第9章 事務局

(設置)

第29条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の運営に必要な事項は会長が定める。

第10章 会則の変更

(会則の変更)

第30条 この会則は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更できない。

第11章 補則

(委任)

第31条 この会則に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

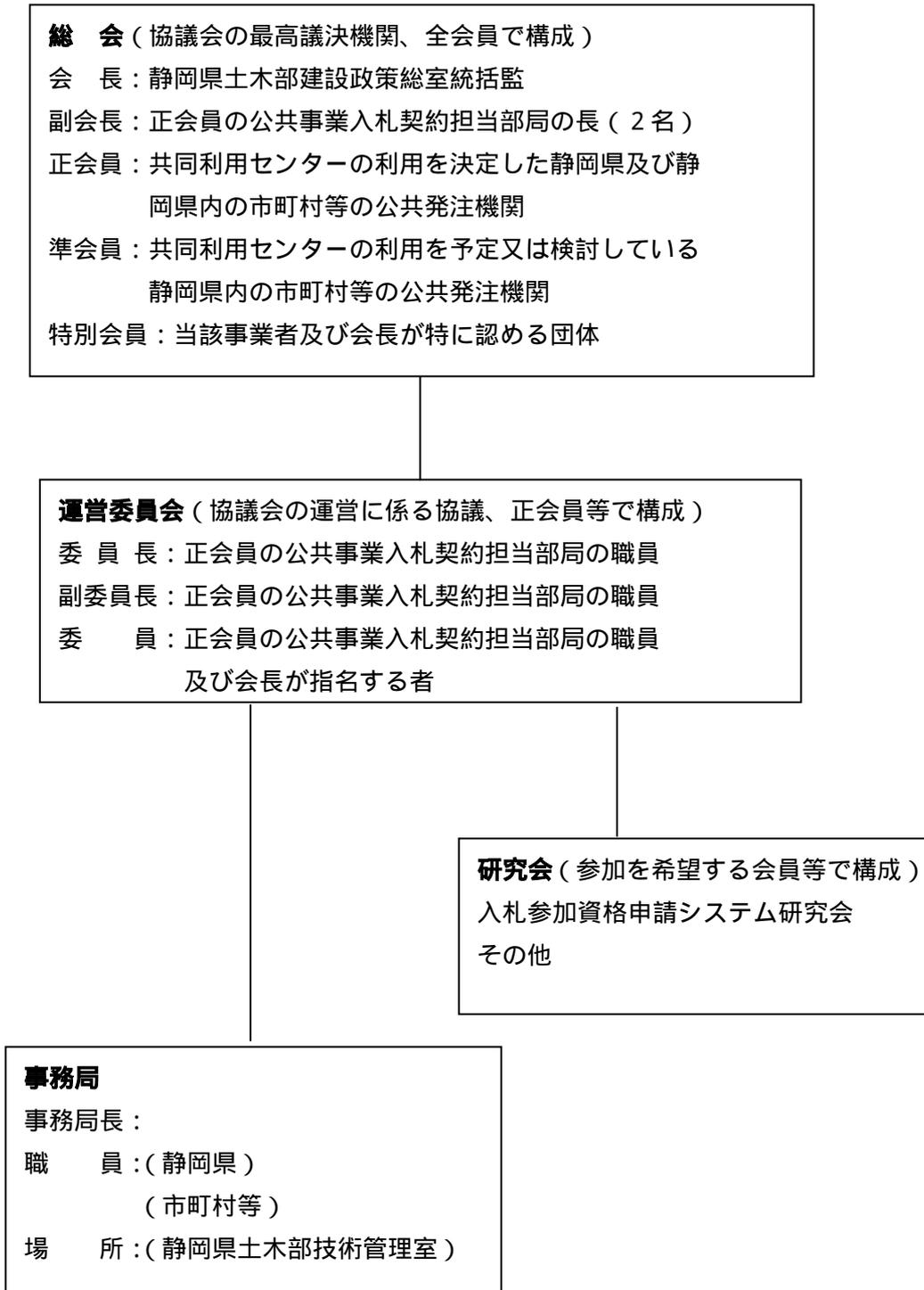
附 則

1 この会則は、設立総会の日から施行する。

2 本協議会の設立初年度の事業計画は、第25条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本協議会の設立初年度の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成17年3月31日までとする。

「静岡県電子入札共同利用者協議会」組織体制図



平成16年度「静岡県電子入札共同利用者協議会」会員名簿(案)

会員	自治体名	担当課	地域	副会長	運営 委員長	副運営 委員長	幹事市	研究会
正 会 員	1 静岡県	建設業室指導契約係 技術管理室OA効率化推進スタッフ						
	2 静岡市	財務部契約課	中					
	3 浜松市	調達課	西					
	4 沼津市	財務部総務課契約係	東					
	5 三島市	財政部管財用地課	東					
	6 富士市	管財課	東					
準 会 員	1 熱海市	総務部総務課契約係	東					
	2 富士宮市	総務部行政課	東					
	3 伊東市	総務部庶務課工事契約係	東					
	4 島田市	総務部総務課	中					
	5 磐田市	建設部計画監理課	西					
	6 焼津市	総務部契約管財課	中					
	7 掛川市	行財政課	西					
	8 藤枝市	総務部契約検査課契約係	中					
	9 御殿場市	企画部財政課管財スタッフ	東					
	10 袋井市	総務部総務課管財係	西					
	11 天竜市	総務部会計課契約係	西					
	12 浜北市	財政課契約用度係	西					
	13 下田市	総務課	東					
	14 裾野市	総務部総務室	東					
	15 湖西市	総務部財務課	西					
	16 伊豆市	総務部財政課検査室	東					
	17 御前崎市	総務課	中					
	18 東伊豆町	総務課	東					
	19 河津町	建設課	東					
	20 南伊豆町	建設課	東					
	21 松崎町	産業建設課	東					
	22 西伊豆町	産業建設課	東					
	23 賀茂村	建設係	東					
	24 函南町	管財課	東					
	25 大仁町	企画管財課管財係	東					
	26 清水町	総務課管財係	東					
	27 長泉町	企画財政課財務契約チーム	東					
	28 小山町	総務課管財係	東					
	29 芝川町	みらい課	東					
	30 富士川町	管理課	中					
	31 蒲原町	総務課	中					
	32 由比町	企画観光課	中					
	33 岡部町	企画財政課	中					
	34 大井川町	総務課	中					
	35 相良町	総務課	中					
	36 榛原町	総務課	中					
	37 吉田町	総務課	中					
	38 金谷町	企画課	中					
	39 川根町	企画財政課	中					
	40 中川根町	総務課財政係	中					
	41 本川根町	建設課	中					
	42 小笠町	都市建設課	西					
	43 菊川町	まちづくり課	西					
	44 大東町	総務課	西					
	45 森町	総務課	西					
	46 春野町	総務課	西					
	47 浅羽町	建設課	西					
	48 福田町	会計課	西					
	49 豊田町	総務課検査室	西					
	50 水窪町	総務課	西					
	51 舞阪町	総務課	西					
	52 新居町	総務課	西					
	53 雄踏町	総務課	西					
	54 細江町	総務課	西					
	55 引佐町	総務課	西					
	56 三ヶ日町	総務課	西					
	57 静岡県道路公社	総務部経理第2課						
	58 静岡県大井川広域 水道企業団	総務課総務・経理班						
特別 会員	1 静岡県総合管理公社	監理研修課						

*** 正会員 6、準会員 58、特別会員 1、合計 65団体 ***

静岡県電子入札共同利用者協議会
平成16年度事業計画（案）

1 基本方針

協議会は、静岡県及び市町村等による電子入札システムの共同アウトソーシングを円滑に推進し、共同アウトソーシングに参加する自治体等が相互に協力して、共同利用センターの円滑かつ健全な運営と利用の促進を図ることを目的として、以下の事業を行う。

2 事業計画

(1) 平成16年度の主要事業

- 共同利用センターの受託事業者の選定
- 共同利用センターの運営方針、運営費用、サービスレベル等の検討
- 共同利用センターとの契約方法の検討
- 参加自治体等の費用負担の検討
- 電子入札システムの機能及び動作の確認
- 電子入札システムの教育・普及
- 入札参加資格申請システムの検討

(2) 推進主体とスケジュール

番号	事業	推進主体	スケジュール
	受託事業者の選定 運営方針、運営費用等の検討 契約方法の検討	運営委員会	H16/8～H17/3
	費用負担の検討	運営委員会	H16/8～H16/9 中旬
	システムの機能及び動作の確認 システムの教育・普及	運営委員会	H16/8～H17/3
	入札参加資格申請システムの検討	研究会	H16/8～H17/3

(参考) 平成17年度の主要事業（予定）

- 共同利用センターと自治体との契約（支援）
- 次年度の費用負担の検討
- 電子入札システムの改善項目の検討
- 電子入札システムの教育・普及
- 入札参加資格申請システムの検討

電子入札導入計画（案）

電子入札導入スケジュール

年度 項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	業務項目
特別自治体 電子入札推進コンソーシアム			マニフェスト	実証実験の環境整備と実施 共同ソフトウェア開発研究及びシステム開発 共同運営方式検討及び運営組織設立準備
特別自治体電子入札共同利用者協議会 設立・運営		▼設立委員会 ▼事務局設置決定 		共同利用センター運営方法検討(運営委員会) 費用負担案決定(運営委員会) 入札参加資格申請システム検討(研究会)
システム構築・試行運用・ 本番運用・評価		システム開発 共同利用開始	共同利用開始	システム構築業務の発注 システム開発(1次、2次) システム評価 検証 システム運用
電子入札運営センター運営開始				共同センターとの契約準備 契約締結 電子入札運営センター運営
電子入札共同利用センター 準備・運営		準備 	共同センターとの契約 運営	共同センターとの契約準備 契約締結 電子入札共同利用センター運営
操作教育・PR		マニフェスト操作研修 マニフェスト操作研修 マニフェスト操作研修		県職員研修会、操作研修 市職員研修会、操作研修 民生委員研修会、操作研修 広野(新設等)への情報提供



静岡県電子入札共同利用センター（仮称）の運営体制

- ・ 県及び市町村等は、電子入札システムの共同利用体制の確立に向けて、『静岡県電子入札共同利用センター（仮称）』を運営する事業者を選定し、システムの設置場所、運営費用、自治体との契約方法、案内窓口の設置等について検討する。（H16）
- ・ 事業者は、コアシステムの購入契約や電子入札システムの開発者及びIDC事業者等とのシステムサポート契約を行うとともに、県及び市町村と個別に利用契約を結ぶ。（H17）
- ・ 『静岡県電子入札共同利用センター（仮称）』の利用については、県及び市町村等の発注機関については、LGWANにより接続し、受注者についてはインターネット接続により『電子入札共同利用センター（仮称）』を利用する形態となる。

